

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

垂井町長 早野 博文

市町村名 (市町村コード)	垂井町 (21361)
地域名 (地域内農業集落名)	栗原地区 (栗原集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・栗原地区の農業経営体数は22経営体(R2農林業センサス)となっており、このままの減少率で推移すると、令和12年には9経営体、令和17年には6経営体になることが推計され、農業経営体数の大幅な減少が見込まれる。
- ・栗原ファームが中心となり、地域の農業を担う者が存在しているが、オペレーター不足や高齢化、新たな担い手の確保が課題である。
- ・ほ場整備事業が令和5年に完了し、環境は大きく改善したが、ほ場内の高低差や畦が崩れるなどの問題がある。
- ・ほ場整備事業区域外の農地については耕作条件が悪く、今後の維持・管理について検討する必要がある。
- ・主要農産物は、米、麦、大豆を生産しており、土地利用型農業が営まれている。
- ・近年は、農業資材(機械、燃料、飼料)等の物価高騰が農業経営を圧迫している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現在の米・麦・大豆を基幹作物とした土地利用型農業を推進し農地利用を維持していく。
- ・中心的な担い手への集積・集約化を進めるとともに、農業に係る負担の軽減と担い手の確保を図り、持続可能な農業経営を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	80.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	80.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。また、その周辺の農地は、必要に応じて農業上の利用が行われる区域に含めることを検討していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在、一部に個人作付の農地があるが、最終的には栗原ファームに集積・集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
新たに貸付対象となる農地は全て農地中間管理機構を通した貸付とし、最終的には栗原ファームへ集約化を進めて行く。
(3)基盤整備事業への取組方針
令和6年1月に、ほ場整備事業が完了し区域内においては現状で特段問題はなく、畔や農業用施設の維持・管理を適正に行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJAと連携し、地域内外からオペレーターなどを募ることにより担い手の確保を図り、中心経営体を次世代に継承していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山際を中心に有害鳥獣の被害が見られ、防護柵の設置・管理などを継続して実施する。
 ⑦多面的機能支払交付事業などに取り組み、集落内の農地の保全・管理を地域ぐるみで行い、畔や農業用施設の維持管理を継続して実施する。